

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 29 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が平成30年厚生労働省告示第252号をもって改正され、平成30年7月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬4品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,499	3,923	2,375	28	16,825

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬4品目）について、掲示事項等告示の別表第2に収載することにより、平成31年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	215	88	48	0	351

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	注射薬 献血アルブミン20「KMB」	人血清アルブミン	20%20mL 1瓶	2,407
2	注射薬 献血アルブミン20「KMB」	人血清アルブミン	20%50mL 1瓶	4,257
3	注射薬 献血アルブミン25「KMB」	人血清アルブミン	25%50mL 1瓶	5,193
4	注射薬 献血グロブリン注射用2500mg「KMB」	乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	2.5g 50mL 1瓶 (溶解液付)	15,627

掲示事項等告示

別表第2 (平成31年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1 注射薬	献血アルブミン20 “化血研”	人血清アルブミン	20%20mL 1 瓶
2 注射薬	献血アルブミン20 “化血研”	人血清アルブミン	20%50mL 1 瓶
3 注射薬	献血アルブミン25 “化血研”	人血清アルブミン	25%50mL 1 瓶
4 注射薬	献血グロブリン注射用2500mg 「化血研」	乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	2.5 g 50mL 1 瓶 (溶解液付)